

2025年6月17日

各位

会社名 株式会社ヒット
代表者名 代表取締役社長 深井 英樹
(コード番号：378A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役経営企画本部長 勝山 宏哉
(TEL 03-3543-7771)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定等のお知らせ

2025年6月2日に開催の当社取締役会において決議いたしました、「公募による募集株式発行の件」につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2025年6月17日開催の当社取締役会において、下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、第三者割当増資による募集株式発行の内容に変更がございましたので、その変更内容を併せてお知らせ申し上げます。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき金1,215.50円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。)
- (2) 仮条件 1株につき1,430円から1,500円

2. 第三者割当による新株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 271,500株
- (2) 払込金額 1株につき金1,215.50円

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

- (1) 募集株式数 当社普通株式 670,000株
- (2) 売出株式数 ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 950,000株
(引受人の買取引受による売出株式数は、需要状況等を勘案し、上記売出株式数の80%以上かつ120%以下である760,000株以上1,140,000株以下の範囲内で価格決定日に決定する。)
②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 243,000株
(オーバーアロットメントによる売出株式数は、価格決定日に決定された募集株式数及び引受人の買取引受による売出株式数の合計の15%を上限とする。)
- (3) 需要の申告期間 2025年6月19日（木曜日）まで
2025年6月25日（水曜日）まで
- (4) 価格決定日 2025年6月26日（木曜日）
(発行価格及び売出価格は、需要状況等を勘案した上で原則

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

として仮条件の範囲内で決定する。なお、仮条件の範囲外で発行価格及び売出価格を決定する場合においても、仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下である1,144円以上1,800円以下の範囲内で決定するほか、引受価額は会社法上の払込金額(1,215.50円)以上の価額とする。)

- (5) 申 込 期 間 2025年6月27日(金曜日)から
2025年7月2日(水曜日)まで
- (6) 払 込 期 日 2025年7月3日(木曜日)
- (7) 株 式 受 渡 期 日 2025年7月4日(金曜日)
- (8) 仮 条 件 決 定 の 理 由

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

なお、需要の申告の結果、仮条件の範囲外で発行価格及び売出価格を決定する場合があります。その場合においても、仮条件の下限の80%以上かつ上限の120%以下である1,144円以上1,800円以下の範囲内で決定するほか、引受価額は会社法上の払込金額(1,215.50円)以上の価額となります。

また、上場日程等を変更した上で、上記の範囲に関わらず仮条件を再設定し、再度ブックビルディングを実施する可能性があります。

- (9) 発行価格及び売出数の決定範囲について

価格決定日に発行価格及び売出価格が仮条件の範囲外で決定される、又は引受人の買取引受による売出株式数に変更される場合、それらは「(2)売出株式数」、「(4)価格決定日」に記載の範囲に加えて、以下の範囲内で決定されることとなります。

価格決定日における、募集株式数及び引受人の買取引受による売出株式数の合計数に発行価格を乗じて得た額が、仮条件の決定時における、募集株式数及び売出株式数の合計数に発行価格の下限を乗じて得た額の80%以上かつ募集株式及び売出株式数の合計数に発行価格の上限を乗じて得た額の120%以下である1,853,280,000円以上2,916,000,000円以下の範囲内であること。

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が243,000株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は需要状況等により増加、減少若しくは全く行われなない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、売出価格決定日に決定された本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%を上限とします。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である松丸敦之(以下、「貸株人」という。)より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシュエアプション」という。)を、2025年8月1日行使期限として当社から付与される予定であります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が、価格決定日に決定された募集株式数及び引受人の買取引受による売出株式数の合計の15%を上限として変更された場合には、価格決定日に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数となるように、グリー

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ンシューオプションに係る株式数も変更されます。また、当社は2025年6月2日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2025年8月6日とする当社普通株式243,000株の第三者割当による募集株式発行（以下、「本件第三者割当増資」という。）の決議を行い、2025年6月17日の当社取締役会において、本件第三者割当増資の募集株式数を271,500株に変更する決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

当社は、株式会社SBI証券に対し、本件第三者割当増資に係る当社普通株式の割当を受ける権利を付与しますが、当該権利の対象となる株式はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするため、本件第三者割当増資に係る当社普通株式の割当を受ける権利の対象となる株式数を超える株式数については、株式会社SBI証券が割当てに応じない結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合があります。

株式会社SBI証券は、上場日（2025年7月4日）から2025年8月1日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である松丸敦之、売出人である深井英樹、松丸さつき、安田仁裕、勝山宏哉、江口雄一、曾我正史、高橋徹、大岩義典、川野毅並びに当社株主である株式会社ボンド・ホールディングス及び当社グループ従業員1名は、株式会社SBI証券（以下、「主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2025年12月30日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025年6月2日及び2025年6月17日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。